

「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No. 25 2009. 4. 20

【目次】

- 1 2009 年度研究会の概要
 - 2 事務局からの連絡
(1)研究会と懇親会への出欠 (2)会費の納入 (3)会員向け名簿の作成
 - 3 2009 年度研究会の報告要旨
-

1 2009 年度研究会の概要

日時 2009 年 6 月 5 日 (金)

午前 11 時～ 運営委員会 (運営委員の方は昼食持参でご出席ください)

午後 1 時～ 事務総会 (会員の方はご出席ください)

午後 1 時 30 分～午後 6 時 30 分頃 研究会

午後 7 時～ 懇親会 (別会場)

場所 東京大学 本郷キャンパス赤門総合研究棟 5階センター会議室

http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01_08_02_j.html

テーマ 裁判における法解釈と体制転換

研究会のプログラム

企画の趣旨説明

鈴木 賢 (北海道大学)

中国伝統法における法解釈のありかた

寺田 浩明 (京都大学)

ロシア法史における法の解釈

大江泰一郎

質疑応答

休憩

現代中国における司法解釈と案例

徐 行 (北海道大学大学院生)

現代ロシアにおける裁判と法解釈

阿曾 正浩 (北見工業大学)

中央アジアにおける体制転換前後の法解釈

伊藤 知義 (中央大学)

質疑応答

休憩

全体討論

2 事務局からの連絡

(1)研究会と懇親会への出欠

研究会と懇親会への出欠を、電子メールをお使いの方はできるだけメールで、電子メールをお使いでない方は同封のはがきで、5月29日（金）必着でご返信願います。なお、懇親会の場所と費用は未定ですが、費用については、院生など定期的に収入のない方には、割安に設定する予定です。

(2)会費の納入

2008年度までの会費のうち、未納分がある会員だけに、請求書と振込用紙を同封しています。すみやかな納入をよろしくお願いいたします。納入確認後、当該年度の会誌を送付します。資料が同封されていない会員は、2008年度分まで納入済です。

(3)会員向け名簿の作成

会員向け名簿の作成にまだ返信をいただいている会員だけに、再度資料を同封しています。事務局で住所等の個人情報を把握している場合でも、それらを名簿に掲載するかどうかをご本人に判断していただかなければなりませんので、ぜひご協力をお願いします。資料が同封されていない会員は、情報を受け取り済です。

3 2009年度研究会の報告要旨

企画の趣旨（再録）

鈴木 賢（北海道大学）

旧（現）社会主義国では裁判過程における法適用に際して、裁判官が制定法に対して解釈を行う権限があるかどうかについて否定的な見方が支配的であり、また個々の裁判例の先例としての効力（判例の事実上の法源性）についても否定的に解されてきた。他方で、最高裁判所（ないし最高法院）により指導的説明（ないし司法解釈）と呼ばれる文書が頻繁に下級裁判所に通達され、それは実際上の裁判規範ないし法源として機能してきた。つまり、司法による法創造が現場の裁判官による具体的な事件の処理を通じてなされるのではなく、最上級裁判所による抽象的なルール創造活動を通じて行われてきた。こうした現象が表れるのは法解釈に対する基本的な考え方の違いが背後に伏在していると考えられる。

この企画では体制転換（ないし変動）によって、こうした具体的な訴訟の場における法解釈のあり方、裁判例の先例としての拘束力、最上級裁判所による法創造のあり方などにいかなる変容が生じているか、ないしは変容が生じていないか、そうした変容（ないし不変容）の背後にある制度的、観念的要因をロシア、中央アジア、中国のヨコの比較の視点、それぞれの法のタテの歴史の視点から探ろうとするものである。

1. 伝統中国の刑事裁判は、天命を受けた皇帝が、個々の犯罪行為の態様（情）を細かく見極め、その悪性度に丁度見合った重さの刑罰（法）を科し、それにより秩序を修復する作業として構想されていた。至上の価値は犯情と刑罰の間のバランス（情法の平）である。しかし当然、皇帝一人で全国の全犯罪事案の処理をすることは難しい。そこで皇帝は、悪行態様（情）を詳細に分類しそれぞれに対応する一義の重さの刑罰を個別的に指定する膨大な「犯罪刑罰対照早見表」を予め作成し、裁判の手伝いをする官僚達に配布した。その早見表こそが伝統中国の成文法＝「律」の中核部分を成す。

2. ただ幾ら詳細な成文法を作っても、事案の「情」は無窮でありそのすべてを予め成文法に書き込むことはできない、また成文法に書いてある犯罪行為についてもそれに対する適切な刑罰の重さは社会状況によって異なる、という二つの想定が抱かれている限り、最後の判断は常に皇帝自らが事案に即して実地に行う他はなく、その結果としてここでは皇帝は最後まで最終裁判者としての地位を降りることができなかった。官僚達が成文法を用いて行うことは結局は皇帝に差し出す判決原案の作成に過ぎず、真の裁判は実に日々立法者本人によって行われ続けた。

3. そこで下される判例（成案）の中には勿論、既存の成文法（「情法の平」連関）の解釈例に相当するものもあるが、成文法の中に対応する「情」が未だ書いてない事案について皇帝が新たに「情法の平」判断を示すものもある。後者の成案は、判例とはいっても、内容的には既存の成文法の横に・担当する「情」を異にする形で並び立つ位置に立ち、また権威においても成文法と同様に同じ「情法の平」なる根本価値の下、皇帝その人に直接にぶら下がっている。そこでは成文法と判例は一般的ルールとその個別的適用例という上下関係ではなく、むしろ同じ皇帝が行う「情法の平」判断の定着度の差異として並列する。そうである限り両者の間の垣根はもとより低く、実際ここではそうした成案もその安定度・定着度が高まると、何処かの時点で法文の形に仕立て直され既存の成文法体系の一部に組み込まれてゆくことになる。

4. 伝統中国にも成文法・法解釈・判例相互の間に一定の動的な連関が存在したが、その関係は我々が考える制定法・判例法の二分類の何れとも異なっている。ここでは事案の個別性を重視する余り裁判が立法と同じ装備で行われるが、同じ理由で立法の側も裁判例に類似した個別的・事例的な性格を拭えず、実質的な法はむしろ裁判を通じて日々更新されて行く。その中、成文法は、或いは裁判の先になり或いは後になる仕方で、皇帝官僚制が一体となって行う「情法の平」判断の統一と完備を助ける装置として作られまた機能した。そうした世界では、裁判は「成文法に重なる」ことはあっても「成文法に基づく」ものにはなり難く、「法解釈」は皇帝官僚制のする司法判断全体の自己同一性を保つよすが（一種の論理学）としては用いられても、判決の手続き的な正統化の文脈の中の出来事（即ち法律学）にはなり難い。

「法の解釈」をそもそもどう定義してかかるかによるが、慣習法についての「法発見」や制定法の文理解釈一般をも念頭にうかべる限り、法の運用においては、いかなる法文化においてもどの歴史時代をとっても広義の「法の解釈」という営為が欠如したケースはおよそ考えられない。だが、これを近代の法律家が考える意味での「法の解釈」したがつてまた「法解釈学」という学識の体系へのその発展として念頭におくとすれば、ロシア法史の伝統においては、ソビエト時代はもとより1917年以前と体制転換後とを含め（19世紀後半の司法改革に続く一時期のセナート破棄部の活動や体制転換後の憲法裁判所の活動、そしてそれらに関連した学問的営為をわずかな部分的な例外として）、「法の解釈」ましてや「法解釈学」の系譜は形成されなかった（あるいはごく希薄にしか存在しなかった）というべきではないか。

「法の解釈」という概念について私がここで想定しているのは、ごく大ざっぱにいえば、法的ルールについて歴史的に成立する共通の意味地平での判断（判断の選択）である（ガダマー『真理と方法』参照）。この意味では紛争当事者もまた自ら「法の解釈」を行っていることになるが、他方、法を自ら定立する公権力自身はその法について示す判断はこの定義でいう法の解釈には含まれない。もっと端的にいえば、「法の解釈」は「社会の機関としての裁判所」（E. イェーリング）の活動を契機として営まれるものである（歴史的に「共有」される法的意味世界は裁判が「社会」の機関であることを必要条件とする）。だから、サヴィニーの方法はむしろ、西欧中世法学における法の解釈の基盤をローマ法したがつてまたローマの共和的国制の理解に求める見方（『法における歴史と解釈』所収小川浩三論文）も、ある意味で近代法についてなお正当だというべきであろう。

ロシア法史においては、15世紀末モスクワ国家成立の過程で「タタールのくびき」のいわば減算的效果の結果として、西洋的学知の系譜のみならず国制上も上記の意味での共和的国制の要素（モンテスキューのいう意味での「中間諸権力」の構造）が失われたという事情に注目すべきであろう（この経緯をロシアにおける〈中国法の継受〉として説くものとしてI. D. ベリヤーエフ『ロシア立法史』1879がある）。「ソビエト共和国」も、そこで失われた共和的国制の要素を復活するものとはならなかった。今日のロシアでも、巨視的に見る限りこの事態に変わりはない。現代ロシアにおいても「法の解釈」がしかるべき地位を得るか否かは、新生ロシア政治体制の共和主義的側面の発展いかに依存するとみるべきではないだろうか。

「現代中国における司法解釈と事例」

徐行（北海道大学法学研究科博士課程）

本報告は現代中国における司法解釈と事例を切り口として法解釈の現状について検討する。両者は中国における司法による法形成の現状を理解するためのキーワードであり、法解釈のあり方に対する考え方の一端を表していると思われる。本研究会のテーマに即して言うと、両者は現代中国における法解釈のあり方を理解するのに必要不可欠の素材である。また、今まさに「転型期」にあると言われている中国とすでに体制転換が生じた国々を比較することで、体制転換が法解釈と法創造のあり方に如何なる変化をもたらしたか、その背後には各国独自の制度的・観念的要因がいかに作用しているのか（あるいは共通の要因があるのか）も浮き彫りになるであろう。

中国においては、裁判官が制定法に対して解釈を行うことは許されないと解されていて、判決に先例としての効力も認められていない。現状から見ると、司法による法形成は主に「司法解釈」と呼ばれる文書を経由して行われている。これらの文書は最高司法機関（最高人民法院・検察院）によって発せられ、一般的には下級人民法院および検察院に対して拘束力を持つと理解されている。また、その圧倒的な量と規定の細かさにより、裁判の場ではもっとも重要な役割を果たしている法源だと言われている。

一方、事例に関しては、先例としての効力が認められていない以上、司法解釈ほど重要ではないと言わざるを得ない。しかしながら、中国における事例は裁判に何ら影響も及ぼさないわけではない。裁判において、事例は「参照」の対象となる資料の一つであり、「事例は広義の司法解釈に含まれる」と主張する論者もいる。それでも、事例は実際に如何なる役割を果たしているのかについて、その実態はまだ明らかにされていない。

問題は裁判官が具体的な事件を解決するために下した判断（法解釈）は、事実上の法規範を形成できるかどうかである。

一般的には、司法による法形成は個々の裁判官が具体的な事案を解決するために下した法的判断を通じて行われているのではなく、最高司法機関（特に最高人民法院）が行なっている抽象的なルール形成活動を通じてなされると理解されている。これは恐らく旧社会主義国に共通する現象であるが、中国において今もこのような体制が維持されているのはなぜであろうか。それを解明することが本報告の課題の一つである。

また、最高人民法院が独自に法院改革を進めてきたことも無視できない。司法解釈に関しては、「司法解釈業務に関する規定」が2007年4月1日に施行され、改革が進んでいる。事例に関しても、「事例指導制度」を導入することが目標とされてきた。これらの改革によって、法解釈のあり方や最高人民法院による法形成にいかなる変化が生じているのか（あるいは生じていないのか）を分析することで、中国は旧社会主義の諸国と同じ道を辿っているかどうかを検証できる。つまり、法解釈と体制転換の関係について、ヨコの視点から比較の素材を提供できる。これも本報告の課題である。

この報告では、ロシア 10 月革命から今日のロシア連邦までの裁判における法解釈の問題を取り上げる。

ソヴィエト時代の裁判は、その守備範囲が制度的に著しく収縮しているという構造の下で、上級裁判所が管轄地域内の下級裁判所の活動を指導する「ゾーン・システム」という制度と、最高裁判所が総会決定という形式で個々の事件を離れて法令の一般的な解釈指針を与える「指導的説明」という制度により、その活動が制約されていた。その上、ソヴィエト・システムの原理から、個々の裁判の判決は、先例、すなわち法源とは見なされていなかった。しかし、実際には、下級審の裁判例が、最高裁判所の雑誌や他の法律雑誌に掲載されるなど、その効力を承認するような実務も見られた。ただ、この場合でも、裁判所は、法の解釈と適用を行なっているのであって、法の創造をしているのではないとされた。一方、最高裁判所の指導的説明も、ソヴィエト・システムの原理から、立法行為ではなく、法の解釈とされた。しかし、その内容を見ると、解釈以上のものを含んでいることが少なくなかった。しかも、指導的説明は、下級審などに法的拘束力を持つものであった。

体制転換により、この裁判制度と法解釈のあり方は大きく変化するかと思われた。収縮していた司法は、通常裁判所の他に、仲裁委員会から仲裁裁判所へ、憲法監督委員会から憲法裁判所へと、その守備範囲を膨張させた。このうち、憲法裁判所は、一審制のため上級審から解釈の指針が示されないこと、また判決において裁判官が少数意見を公表する権利が認められていることから、個別の裁判で法解釈が積極的に展開されている。一方、通常裁判所と仲裁裁判所では、指導的説明を廃止するかどうかで議論になった。1993 年憲法の制定過程では、従来の指導的説明が裁判の独立に反するかどうかをめぐって論争になった。結局、従来の指導的説明という語は法律から消えたものの、両裁判所の最上級の総会決定という形で、解釈の指針が依然として示されている。ソヴィエト時代との違いは、現在の総会決定が下級審に法的拘束力を有するかかどうかは自明ではないという点である。このことが、下級審の法解釈に実質的に変化をもたらしているのか、それともソヴィエト時代とさほど変わらないのかを明らかにしてみたい。

また、欧州評議会に加盟したロシアは、欧州人権裁判所に個人や団体が提訴できるようになった。これにともない、ロシアの裁判所の中には、欧州人権裁判所の判例を自らの判決の中で引用するものも見られるようになった。この制度上の劇的変化が、ロシアの裁判実務にどのような変化をもたらしているのかという点も、明らかにしてみたい。

「中央アジアにおける体制転換前後の法解釈」

伊藤知義（中央大学）

本報告は、中央アジアにおける体制転換前後の法解釈について、ウズベキスタンに関連する法整備支援活動で見聞きしたことを主な材料に、ささやかな検討を試みるものである。

70年に及ぶ旧ソ連下での法適用活動の影響は大きい。ウズベキスタンでの筆者の活動は、基本的にロシア語で行っていたので、ウズベク語による法適用の実態を知る術はなかったが、法科大学でもなおロシア語の授業が多く行われ、経済裁判所、通常裁判所でも、比重は下がったとは言われたものの、なおロシア語が使われており、ウズベキスタンにおける法解釈を語るのにロシア語経由の情報は今でも一定の意味を有すると思われる。

体制転換後のロシア法の影響であるが、依然として圧倒的である。タシケントの経済裁判所や関係官庁の執務室には、ロシア最高仲裁裁判所の雑誌（判例を含む）が常備され、法を適用する際に頻繁に参照されているようだった。

市場経済化や民主化がロシアと比べて進んでいるとはとても思えないウズベキスタンにおいて、ロシアの法解釈との違いがもし出てくるとすれば、その源の1つはイスラム法伝統であろう。中央アジアは、歴史的にハナフィー派のイスラム法学が盛んな地域であった。イスラム法学においては、学派によって違いはあるものの、クルアーンとハディースについては解釈は許されないが、裁判官や法学者が具体的な事件や法的問題に判決や判断を下して法的紛争を解決してきた長い伝統があり、近代西欧法とは異なる形で法解釈が綿々で行われてきた。社会主義化される前の中央アジアにおいてもそのような状況は存在したが、ソ連の一部となった後は、イスラム的価値に対する否定・弾圧の中で、公的な制度としてのイスラム法学は機能しなくなった。裁判実務や法学教育の中でもイスラム法とは全く異なる考えが支配的となった。従って、体制転換までのウズベキスタン法においては、公式の法解釈にイスラム法が影響を与えたとは思えない。タシケントに滞在した期間中に知り得た情報からも、そのような影響を感じることはなかった。

また、社会主義を放棄した後においても、旧来の支配構造はほぼそのまま残り、カーモフ大統領による独裁的権威主義的体制が継続している。市場経済化の影響がないとは言えないが、ロシア以上に旧体制との連続性は強く、裁判や裁判官の独立も保障されており、社会主義時代の法解釈のあり方が大きく変化するような要因は考えづらい。

従って、少なくともウズベキスタンにおいては、この問題に関しては、体制転換以前のソ連に対する分析がほとんどそのまま当てはまるのではないかと。

倒産法注釈書作成支援事業においても、「裁判官は法解釈などしてはならないから、注釈書に解釈を記述する必要はない。それは立法者の仕事である」という発言が、ウズベク側の責任者の口から何度も出ていた。彼らの原稿がロシア法文献の剽窃であることは明らかであったが、それを知ってか知らずか、ウズベク側からは「ロシア法を引用して、あれこれ指摘されるのはウズベキスタンに対する侮辱である」といった発言もあったが、彼らの頭の中に独自の発想があるとは到底思えない。



「社会体制と法」研究会事務局

〒090-8507 北海道北見市公園町 165
北見工業大学共通講座 阿曾研究室気付